

■ 第4章 計画の基本的な考え方（障がい者計画） ■



■ 第4章 計画の基本的な考え方（障がい者計画） ■

1. 基本理念と計画の視点

(1) 基本理念

近年、国では、障がいのある人もない人も、支え合いながら地域で共に暮らす「地域共生社会の実現」が謳われており、障がい者が支援を受けるだけでなく、自ら社会活動に参加して自己実現し、自分らしく暮らしていけるような地域づくりが求められています。法制度においても、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法改正」、「読書バリアフリー法」、「就学前の障害児の発達支援無償化」等が整備され、社会参加や自己実現にむけたバリアフリーが進められてきています。

宮古島市においても、市内の障がい者が安心して地域生活を送り、また自分らしく暮らすことができる環境を目指し、様々な対策を講じていく必要があります。このようなことを踏まえ、本計画の基本理念は以下のように掲げます。

『誰もが自分らしく暮らせる、共生のまちづくり』

すべての市民が、地域で暮らす仲間として互いに尊重し支えあい、共に活動する地域社会の実現を目指します。

(2) 計画の視点

『自立』

障がい者一人ひとりの自己選択、自己決定に基づく主体的な生き方を尊重するとともに、個人の尊厳を大切に、基本的な人権・権利が守られ、等しく社会参加が図れるまちづくりを実現します。

『支えあい』

地域住民一人ひとりが障がいを持つことは誰にでも起こり得ることであると認識し、地域住民と行政が協働して障がい者の日常生活や社会生活を支え、お互いが地域の一員として、ともに支えあっていく共助のまちづくりを実現します。

『公助』

地域において障がい者が安心して暮らすためには、福祉サービスや地域ネットワークなどの基盤整備が充実している必要があります。このような整備は、個人や地域の力だけでは解決できないものであるため、行政機関による支援を推進し、公助の行き届いたまちづくりを実現します。

2. 基本目標

基本理念に基づき、障がい者の地域生活を総合的に支援し、自立できる宮古島市を目指すため、以下の7つの基本目標を柱として障がい者福祉施策を図ります。

1. 障がいの理解と差別の解消、権利擁護、虐待の防止

2. 健康保健、療育支援等の充実

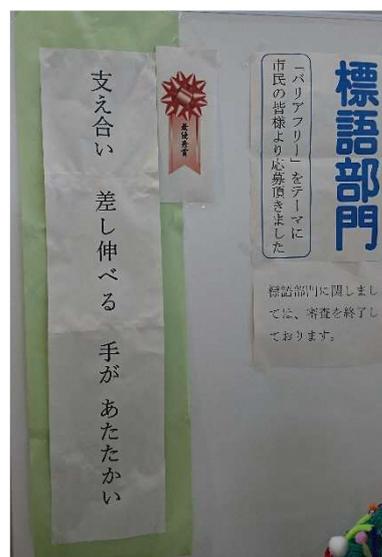
3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

4. 保育・教育環境等の充実

5. 就労支援の推進

6. 各種活動の推進

7. 安全・安心な生活環境づくり



○令和2年度 障害者週間作品展 標語部門 最優秀作品

3. 施策の体系

